平成２１年（フ）第３３号
兵庫県丹波市氷上町上成松174番地　ベル・ファミーユⅡ３番館101号
債務者　大城　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
宮城県刈田郡蔵王町大字円田字河原道上20番地53
債務者　佐藤　一郎
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第９５号
宮城県白石市福岡長袋字上河原１番地12
債務者　熊谷　美紀
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第２２７号
福島市伏拝字内田61番地の５　パレ・ルーブル105、申立時の住所福島市腰浜町20番５号サーパス腰浜405号
債務者　寺島　　暁
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２１５号
茨城県石岡市若松３丁目10番２号
債務者　高野　昌子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３５号
茨城県筑西市一本松145番地、前住所茨城県筑西市玉戸1532番地４　雇用促進住宅１―505
債務者　野手　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１５９号
茨城県筑西市関本下1777番地７
債務者　坂井　陽子（旧姓比留間）
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１８２号
茨城県下妻市五箇131番地228
債務者　前大舛　實
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第９０号
岐阜県山県市笹賀901番地　養護老人ホーム美山荘
債務者　大西　敏彦
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３３４号
岐阜市加納東丸町１丁目15番地
債務者　横山　政子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１８９２号
名古屋市北区山田１丁目15―12、住民票上の住所名古屋市北区安井３丁目３番８号
債務者　ＭＲクラフトこと　佐治　昌樹
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９２６号
名古屋市南区松城町１丁目17番地
債務者　森岡　由江
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５５９号
愛知県岡崎市北本郷町字野添17番地２　野添マンションふき303
債務者　北川　　光
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第３５９号
愛知県豊橋市池見町94番地
債務者　馬場喜久江
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１８３号
三重県津市半田2226番地５
債務者　中森　智大
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１９６号
三重県亀山市楠平尾町910番地１、前住所三重県津市寿町10番28号
債務者　倉田　映子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１１０号
大津市美空町１番21―105号
債務者　京つけものおざきこと　尾崎庄兵衛
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大津地方裁判所民事部